瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２３号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１８年瀬戸市規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第２号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第３条から第７条までの規定により、市長等に対して行い、又は市長等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。 （その他の手続等） 第８条　＜省略＞ （添付書面等の省略） 第９条　条例第７条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成１５年政令第２７号	（趣旨） 第１条　この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第２号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第３条から第６条までの規定により、市長等に対して行い、又は市長等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。 （その他の手続等） 第８条　＜省略＞

）第５条の表の第１号及び第３号から第５号までに規定するもののほか、市長等が別に定めるものとする。 （雑則） 第１０条　＜省略＞	（雑則） 第９条　＜省略＞

附　則

この規則は、公布の日から施行する。